

裁判・労働委員会闘争をたたかう組合を支援し、私立大学から 不当解雇と不当労働行為を一掃する取り組みをすすめます

東京私大教連では現在、淑徳大学教職員組合、明海大学教職員組合、工学院大学学園教職員組合連合の3組合が、裁判と労働委員会を活用し、不当解雇撤回と不当労働行為救済を求める権利闘争をたたかっています。また、日本大学教職員組合と専修大学教員組合は、不誠実団交の克服をめざして東京都労働委員会（以下「都労委」）にあっせんを申請して取り組みをすすめています。

淑徳大学では、国際コミュニケーション学部の大幅な再編による同学部の廃止を理由に、組合員である3名の教員を整理解雇し、組合は2017年4月に東京地方裁判所（以下「東京地裁」）に解雇撤回と3名の原職復帰を求めて提訴しました。法人の財政は極めて良好であり、3名には他学部等において担当可能な科目が多数あります。整理解雇の必要はまったくありません。理事会は、学部廃止とともに雇用契約も消滅したという不当な主張を行い、合理性がない解雇を正当化しようとしています。

明海大学では、団交開催場所の一方的な指定による団交拒否と組合発郵便物の回収等の支配介入に対し、組合が2017年1月に都労委に不当労働行為救済を申し立てました。この申し立てに対する報復・見せしめとして、理事会は、組合結成時から役員を歴任してきた大学教員を、定年退職のわずか2週間前にもかかわらず、通勤手当の「不正受給」を理由に懲戒解雇するという暴挙に出ました。この不当な懲戒解雇に対し、組合は2017年5月に解雇撤回と退職金の支給等を求めて東京地裁立川支部に提訴しました。

工学院大学では、昇給停止や一時金の大幅な減額、さらには教授から准教授への降格といった著しい不利益変更をともなう教員評価制度の導入を、不誠実団交を繰り返して強行しました。組合は、2017年2月に都労委へ不当労働行為救済を申し立ててたたかっています。

これらの裁判や都労委闘争では、すでに論点整理が終わり、まもなく証人調べ（審問）が行われます。私立大学で不当解雇や不当労働行為が後を絶たない背景には、2014年の学校教育法改正による学長権限の強化があります。それが横暴で専断的な大学運営の口実となっています。知性と民主主義の砦であるべき大学で横行する教職員の権利侵害は、自由で闊達であるべき学問の府を、重苦しい抑圧と恐怖が支配する空間に変質させるものです。それは、私立大学の教育・研究を劣化させ、私立大学全体の社会的信頼を低下させることに確実につながります。

私たちは、私立大学から不当解雇や不当労働行為を一掃するために、裁判や労働委員会闘争をたたかう組合を支援し、傍聴支援や要請署名、権利闘争支援カンパ等に全力をあげて取り組みます。

以上、決議します。

2018年11月10日

東京私大教連第42回定期大会